告示第二項第十一号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の専用の排水管（施工前に他住戸等の専用部分に設置されているものを除く。）を取り替えるもの	二万七千七百円	当該工事の施工長さ（単位　メートル）
（略）	（略）	（略）
告示第二項第十一号ハに掲げる工事のうち、開口を床（共用部の床を除く。）に設けるもの	三万二百円	当該工事の箇所数
告示第二項第十一号ハに掲げる工事のうち、開口を壁又は天井（共用部の壁又は天井を除く。）に設けるもの	三万八千八百円	当該工事の箇所数
（略）		

告示第二項第十一号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の専用の排水管（施工前に他住戸等の専用部分に設置されているものを除く。）を取り替えるもの	一万五千六百円	当該工事の施工長さ（単位　メートル）
（略）	（略）	（略）
告示第二項第十一号ハに掲げる工事のうち、開口を床（共用部の床を除く。）に設けるもの	二万五千円	当該工事の箇所数
告示第二項第十一号ハに掲げる工事のうち、開口を壁又は天井（共用部の壁又は天井を除く。）に設けるもの	一万七千七百円	当該工事の箇所数
（略）		

附　則

1　この告示は、令和九年一月一日から施行する。ただし、本則中「第二十六条の二十八の五第十一項」を「第二十六条の二十八の五第十二項」に改める改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

2　個人が、当該個人の所有する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第一項に規定する居住用の家屋について同条第四項に規定する対象耐久性向上改修工事等をして、当該居住用の家屋（当該対象耐久性向上改修工事等に係る部分に限る。）を令和九年一月一日前に当該個人の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第四百九十三号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第二十四項及び第二十五項（これらの規定を同条第三十七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和四年国土交通省告示第四百五十六号の全部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

1　租税特別措置法施行令第二十六条第二十四項（同条第三十七項において準用する場合を含む。）に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第十条第二号イ及びロに掲げる基準とする。

2　租税特別措置法施行令第二十六条第二十五項（同条第三十七項において準用する場合を含む。）に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ及びロに掲げる基準とする。

附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、個人が、国内において、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第六項に規定する認定住宅等の新築取得等（同項第三号に規定する特定エネルギー消費性能向上住宅及び同項第四号に規定するエネルギー消費性能向上住宅に係るものに限る。）をして、これらの認定住宅等を令和八年一月一日以後に同条第一項の定めるところにより当該個人の居住の用に供する場合について適用する。

○国土交通省告示第四百九十四号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十六項及び第十七項の規定に基づき、令和四年国土交通省告示第四百五十五号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

本則中「第四十一条第十項」を「第四十一条第六項」に、「同条第二十一項」を「同条第十八項」に改め、本則第二項中「終了したものに限る。）」の下に、「、建築基準法第七条第五項に規定する検査済証の写し（当該家屋の新築に係るものであって、令和七年四月一日以後に同法第六条第一項の規定による確認を受けたことを証するものであり、かつ、第一号に掲げる家屋にあっては当該家屋の取得の日前に、第二号に掲げる既存住宅にあっては当該既存住宅の取得の日前二年以内に、同法第七条第五項の規定により交付を受けたものに限る。）」を加える。